

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第

卷五十三第

行發日一月八年七和昭

論叢

滿洲國の財政及財政策……………法學博士 神戸 正雄
經濟に於ける勢力……………文學博士 高田 保馬

時論

變革期の社會政策……………經濟學博士 石川 興二
『購買力補給案』の諸問題……………經濟學士 谷口 吉彦
齋藤内閣の財政政策……………經濟學博士 沙見 三郎

研究

總體經濟と個別經濟……………經濟學士 大塚 一朗
ゼンエーの統一貸借對照表について……………經濟學士 熊本 吉郎
幕末の財政紊亂について……………經濟學士 大山 敷太郎

說苑

勤勞所得分配の實證的研究……………法學士 毛里英於菟
財政の社會學的根柢類型……………經濟學士 大谷 政敬

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

幕末の財政紊亂について（中）

——幕末特有の新經費續出を中心として——

大 山 敷 太 郎

五、償金の支拂

以上述べたるが如く、幕末外國關係事件の勃發は太平二百餘年の夢に陶醉し來れるわが朝野をして、自らの國防の缺陷を遺憾なく認識せしめ、幕府は元來餘裕を有せず次第に窮迫しつゝありし財政狀態を顧みるの暇なく、ともかくこれが充實のために懸命たらざるを得ず、その財政破綻の招來に一大拍車を加へられしものであつた。

然るにこゝに同じく外國關係乍ら國防費とは全く別箇なる一大支出を餘議なからしめたる事變が勃發して、財政窮乏の極にありし當局をして痛く當惑せしめた。外人殺傷その他、對外的紛紜に基く莫大なる償金の支拂は即ちこれである。元來外人殺傷の如き深き事情に基くものに非ずして、無智蒙昧事理を解せざる徒の、單なる排外的感情に發するものであるが、外國政府より責任を問はれ巨額の償金を請求せらるゝに及んで、事に慣れざるわが當局は頻る狼狽せざるを得なかつたのである。^{（註一）}

(註一)いはゆる外人殺傷事變としては安政六年ロシア士官、同年フランス副領事從僕、萬延元年オランダ人等々の事件ありしも、これ等は未だ面倒なる外交問題を惹起するに至らず、たゞ若干の弔慰金程度の賠償を以て無事解決した。然るに文久二年東禪寺なる英國公使館を襲撃して英人を殺傷しその交渉未だ遂げざるうち、更に重ねて所謂生麥事變を生じ、こゝに同國政府の憤激を買ふことゝなつた。

文久二年の英國公使館襲撃によつて英人を殺傷せる事變は、後の生麥事變と相俟つて困難なる國際問題を惹起した。然るに幕府當局においては最初この事變を殆んど重大視せず、英國公使よりの償金支拂の請求に對して、我が國法を盾にとりて故例に非ずとして、事もなげにこれを一蹴せんとした。^(註二)

(註二)即ち、亡卒兩人親族の者へ償金一萬磅の請求ありしに對して、我が國律にても輕料には贖等の刑あれども『其余は罪の輕重に寄、或は居住する國々を構へ、或は遠流し、人を殺すものは死に處し、償等の事は決してこれなき事也』といひ、又『已に是迄開きたる港に於て外國人殺傷に達し者あれ共、償等之儀申入るゝ事あるなし』と述べ、更に『我政府の法則にては、外國人へ對候而は勿論、互に自國のものたりとも無謂人を害するものは、前にもいふ如く死を以て死に處せしむ、丹波守家來にも既に其律に従ふべきものなれども、當人自裁して果たれば、其許等に法の施すべきものなき事を證せんとして、其死骸をば其館内まで差出せし事也』『就而右償金之儀は我國律におゐて望に應じがたきにより斷及候間左様承知被致度』云々と飽く迄一蹴的態度に出てゐる。

かくる態度が英國側の感情を害せるは勿論であるが、かくてその交渉未だ遂げざるに同年八月又もや生麥事變を生じて事局を重大化せしめた。いはゆる生麥事變とは文久二年八月二十一日、島津久光が歸洛の途武州生麥村に差掛れるとき、偶々その行列を横切らんとせし英人の殺傷せられたるに端を發してゐる。この事變の勃發するや、當時在橫濱英國代理公使は直ちに書を幕府に

1) 『開國起原』上、(『海舟全集』、卷一、六二三頁以下、六三五頁以下)

寄せて薩藩士の不法を詰り下手人の逮捕を要求した。然るに豫て幕府の衰運に乗じその存在を否定せんとする政論を有せる薩藩においては、この機會に幕府に對する反抗的氣分を示して、下手人差出の幕命を無視してこれに應じなかつた。^(註三)

(註三)即ち、最初は英人殺傷を以て薩藩を脱せる浪士の所爲にして藩士に非ずといひ、後、藩士の所爲と自認し乍ら『何分大勢之供廻之事に而當人吟味も出來兼申候間、是非共差出不申候而は難爲叶義に候は、召連候人數不殘差出可申候』云々と嘲笑的態度を以て暗にこれを拒絶し『若夷人承引不仕候は、直ちに薩州表に罷越候様被仰付可被下候』と迄揚言して幕府の干渉を欲せずとの態度を明らかにせしめてゐる。

當時幕府の威力は既にかゝる外藩の不遜なる態度を制するに足らず、老中(板倉氏)の如きも横井小楠とこの問題につき熟談して『拙者就職以來、至難の事のみ指湊ひ未た一日として寧日なし』と嘆じ、『此末薩藩若下手人を出さずば如何すべきや』と憂慮せし程であつた。やむを得ず幕府は自ら若年寄(遠山友詳)を横濱に遣はして陳謝せしめ、更に米佛蘭三國に調停を依頼せしも、かゝる彌縫策はもとより英國側の満足するところでない。九月二十三日に至り重ねて日本政府が當然の義務を怠り薩州侯をしてその下手人を出さしめず徒らに荏苒日を互るの非を責めたが、幕府はなほその處分を決行し得なかつた。茲においてか、英國は遂に武力を以て威嚇的に償金受取の目的を達せんとして、本國政府の指令を以て文久三年二月、その招致せる十一隻より成る大艦隊は堂々と横濱港に入り來つた。かくて同月十九日、代理公使ニール、書をわが老中(水野・板倉)に與へて日本政府の態度の優柔不斷なるを難詰し、償金は力を竭して是非共出さしめんとする旨を述べ

2) 『探襍錄』卷一〇、(『探襍錄』三九七頁)
3) 『續再夢紀事』一、(第一冊、一五頁)

『若し此ことにつき日本政府にて不良の評議を爲さば、粗暴且哭泣すべき兇行の爲め今明白に求むる償金を出さしめんとする公正の忠告の盡く行はれざるに由り、大不列顛之が爲め不得止軍旅の用意を爲すべければ、其軍費を拂ふ爲め右數千の金高増加して數百萬となるべし』云々と威嚇した。しかして、その請求箇條は次の如くであつた。⁵⁾

第一、此罪科の爲め十分に盛大なる謝免を乞ふ書を出す事、其故は條約面に従ひ指支なき道を通行せる不列顛臣民を

殺害せんと企て襲撃を制せず捨て置きたればなり。

第二、此罪科の爲め日本國其罰を受るとして十萬ポンドステリングを拂ふ事。

同文書には英國自ら薩州に艦隊を派遣して下手人を捕へ、英士官の面前において斬首すべきこと、及び賠償金として二萬五千磅の支拂を要求すべき旨附加せられ、なほ重ねて次の如く記してわが當局を威嚇した。曰く

『右の回答を爲すため日本政府へ今日より二十日猶餘すべし、若其返答右の償を拒み、或は之を逃れんとし、又は求むる所の償を確然と採用せざる時は、其求を拒む返書を請取りし後二十四時の内に、當港に在る水師提督大軍を以て其望める償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すべし、又日本政府右二十日の内に十分なる返答をなさざる時に於ても、同じく大軍を以て其望める償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すべし』云々と

右の如き強硬なる要求に接せるわが當局の狼狽は、蓋、察するに餘りあるものがある。逼迫せる状態にありし幕府財政にとりて十萬磅といふ如き巨額なる償金の支拂は、さきに事もなげにその要求を一蹴せんとせしに對比して、誠に意表外のものであつたに相違ない。同三月、幕府が諸大名旗本寄合の面々を召集し、老中列座演達せるものに曰く⁶⁾

4). 5) 『川勝家文書』、二一三頁以下

6) 『東西紀聞』二、(第一冊、二五三頁)

「此程相違候通、英國軍艦渡來申立候趣、實以不容易儀に候、素々御兵備御實、江茂無之、御留守中之儀に付還御以後御決客有之筈に御座候得共、寂前申立候趣も有之候間、此上應接之次第に寄、開兵端候義無之與茂難計、自然右様之事變に至候時は、縱令御兵備御手薄御勝算無之候共、不得止事盡死力防禦之覺悟可有之旨、此度 御旅館より厚被仰付越候趣も有之候間、銘々報國之赤心を不失候様厚心懸忠節を盡し候様可致候事」云々と

右において應接の次第によつては開戦にも至るべきをいひ『自然右様之事變に至候時は、縱令御兵備御手薄御勝算無之候共、不得止事盡死力防禦之覺悟可有之』云々とあるなど、當時における情勢切迫の有様を知るに足り、寧ろ悲壯の感を起さしめるものであるが、また十萬磅といふが如き巨額の償金に應ずることの、經費多端の折柄殆んど至難視せられたる事情を想見し得るであらう。事實、償金支拂の如きその見込なしとして若干の戦備にも着手したのであつた。^(註四)しかも右演達中にもある如く到底勝算なきを知悉せるものにとつて開戦といふ如き容易に決行し兼ねたるべきはいふ迄もない。この時將軍家茂は上洛せんとしてまさにその途上にありしも、この旨は直ちに急使を以て傳へられ、この間回答期間の延期を乞ふて種々評議の結果、遂に英國の要求に應ずべきに決し、四月二十一日書を英公使に送つて、五月三日を期してその要求通りの償金を交附する旨を達した。幕府が當時の逼迫せる財政状態にあつて、かゝる巨額なる償金の出所を何處に求めたるやは詳でないが、ともかく事實として五月九日朝を以てこれが受渡を了して威嚇的要求を満足せしめたのであつた。⁷⁾然し乍ら當時攘夷の説盛に行はれ、朝議亦これに傾きつゝありし折柄公然とこれをなし難き事情にあり、五月八日夜祕かに軍艦に乗じて横濱に赴き翌朝これが支拂

7) 「尊攘堂雜記」三、一五二頁

を完了せし程であつた。従つて事のこゝに到る迄には幾多の曲折あり、江戸・横濱市民の如き頗る動搖したのは、寧ろ當然であつたであらう。^(註五)

〔註四〕例之、三月四日附、井伊掃部頭への指令に曰く⁸⁾『此度江戸表江英國軍艘差向、三月八日迄相待御答無之候はゞ、戦争可及旨申立候、右は御承引可相成筋に無之候間、御一戦之御覺悟に有之候付、其方横濱か川崎迄之邊御警衛被仰付、早々人數取止防禦方粉骨可致旨被仰出候』云々と。思ふにかくの如きはひとり井伊家に止まらなかつた。次の(註五)参照。

〔註五〕這間の事情を視ふべきものとして、三月六日附、尾州藩士の名古屋本邸に報せる、次の如き書翰を例示することが出来る。⁹⁾曰く

『(前略)英國之軍艘數艘海上斷切日本船通路難成、既に昨日下午次第軍勢召連出府可致旨關八州之大名江公邊に御觸有之八日は武役之面々築地御固として出張、今日夫々具足御貸渡相成申候、夷國は八日日本を返答次第に而手始は江戸并近國を燒討可仕迎大砲之筒先を當地方へ向構罷在、御家兵糧米は築地御藏に當屋敷へ今明中に申届之筈、軍用金として石橋榮藏を爲致調達、諸渡金差留相成御年寄衆夜更迄上を下へと難澁、市中之町人等は遠國之親類等江逃退き、老若男女之愁傷不大方候

一眞慎院様御始茂御落涙に而御發駕、誠に平家西海に逃行御有様も斯やと奉存候……御附添申上女中は駕籠なしにて歩行之分多分有之、何れも落涙之次第に御座候、寂早八日九日は江戸中も火原と相成可申哉と、當御屋敷内御中間迄も足留相成みな、歎息之爲跡、中には若黨中間等暇取歸國之者多く、市中は強盜夥數薄氷の上に居候心地に御座候

一英國之大筒は五六里遠方迄打拔、城御台場位は速に打崩し可申趣に付、中々日本之火術は敵對難成、公邊御家も御金は少く、海上通船不爲致被喰留候而は、速に兵糧に盡き勝軍は無覺束事に御座候

一次第に中國に討入可申哉、大小名之早打等櫛の齒を引か如く大騒動に御座候

一今日芝増上寺御位牌類日光江御取除相成、誠に存しよらぬ事に御座候

一今日諸大名旗本末々迄惣出仕、當御殿茂火更場之如く騒動、築地住居之役々は皆々外山江今晚引越之筈』云々と右において『御年寄衆夜更迄出殿上を下へと難澁、市中の町人等は遠國之親類等江逃退き、老若男女之愁傷不大方候』といひ、『寂早八日九日は江戸中も火原と相成可申哉』云々との風評を記し、『市中は強盜夥數、薄氷の上に居候心地に御座候』

8) 『東西紀聞』二、(第一、二六七頁)
9) 『同上書』二七一頁以下

或は『大小名之早打等櫛の齒を引か如く大騒動に御座候』等と述べ、更に江戸落ちの狀を記して、『平家西海に逡行御有様も斯くや』と譬へたるなど、人心動搖、市中混亂の實情を傳へ得て、殆んど余蘊なきものといふことが出來よう。

幕府が前述の如く五月九日に至つて巨額なる償金支拂を敢行せしは、かゝる動搖せる人心鎮撫上餘議なき最大の犠牲であつたといはねばならない。かくて英國の威嚇はまさにその功を奏せるものであるが、逼迫せる財政を以てこれをなさざるを得ざりしは幕府の大痛事であつた。しかもこの敢行によりて愁眉をひらく暇もなく、次で起れる下ノ關事變は、更に重大なる負擔を幕府財政の上に課することゝなつた。以下、更にこれについて略述しよう。

文久三年五・六月の交、長州藩の下ノ關海峡において相次で外船を砲撃するや、これが報復のため同年八月英佛米蘭四ヶ國の聯合艦隊は大舉して來襲した。同藩は連戰皆利なく幾許もなく自ら屈して和議を乞へるも、條約の一條件たる償金の支拂は攘夷の幕命に基けりとの口實を以てこれを回避した。こゝにおいて四ヶ國はその非理暴舉を咎め戰費並に下ノ關市街を焼打にせざりしための償金を幕府に迫つた。幕府は拒むに辭なく、遂にこれを承認せざるを得ざるに至り、元治元年（西、一八六四年）九月、横濱において「下ノ關取極書」なるものを締結し、償金として三百萬弗を五十萬弗宛六回に互つて支拂ふべきことを約した。¹⁰⁾ この償金が極めて不條理且過當なるは、當事國の一たる米國代理公使自らもいへる如くにして、當時既に内外に非難ありしものである。¹¹⁾ 幕府がその財政窮乏裡にあつて、かゝる巨額なる償金支拂を苦痛とせしは、もとより察するに難くない。

10) 『法規分類大全』第一編、外交門、一、三〇五頁以下

11) 『範菴遺稿』一四四頁

しかも、幕府は殆んど唯々諾々としてこの「下ノ關取極書」に調印した。蓋、當時幕府としては諸外國の要望せる下ノ關、兵庫、大坂等を開港することは朝廷その他との關係上絶対に不可能であつた。然るに四國側においては償金そのものに敢て執着せるものでなく、たゞこれを以て幕府に開港を迫る屈竟の材料として巧みに利用したのである。償金額を三百萬弗といふが如き、當時として驚くべき巨額過當に要求せしも、一に幕府をしてその支拂に窮せしめ、以てその代償として多年要望せる諸港を開かしめんとの根柢であつたのである。^(註六)

〔註六〕即ち「下ノ關取極書」第三條において「然れ共右各國にて敢て金子を求むる主意なけれども、日本との交際を厚くせんが爲なり」といひ、更に下ノ關その他貿易に適當なる港を開かば償金の要求を撤回すべき旨記され、後又償金支拂に關する交渉中において「素々各國之望み者、償金請取度儀に者無之、兵庫を開き候を希ひ候」と迄明言してゐる。

しかも前述の如き事情によつて幕府當局は却つて巨額なる償金支拂の途を撰んだ。財政の困難は屢々その支拂期日の延期を餘議なからしめたが、とにかく幕府は數回に亙つてその半額たる百五十萬弗を交付し、殘餘の半額は遂に支拂ふこと能はずして維新の變に遭遇し、これを新政府に委ねて仕舞つた。とはいへ、かゝる莫大なる支拂が如何に幕府當局の苦惱を大ならしめたかは、蓋、想像に餘りあるところである。時の勘定奉行小栗上野介は元治元年十二月二十二日、營中においてその同僚たる栗本安藝守に語つて、次の如くいつてゐる。⁽¹²⁾ 曰く

『年も痛く押詰りたるが財政も痛く押詰たり、何れにてか五十萬兩程引き出す工夫はある間敷哉、當暮の仕拂を爲したる跡

⁽¹²⁾ 『淀稻葉家文書』(第一冊、六六頁)

⁽¹³⁾ 『砲臺遺稿』、一四二頁

は文久錢二十四萬圓を剩しあるのみなるが、是は來春に至り直上を觸れ出したる後に賣り出せば五十萬圓に成る故、夫迄何と歟仕方は無き者歟、差詰め處當暮外國人へ渡す下ノ關償金第一期分に支たるが、今見すく損を爲し錢を賣る氣もなし』云々と

由是觀之、當時の財政窮乏もさること乍ら、償金支拂の如き、全く第一回よりその準備とてはなかつたことが知られる。幕府がこの出所を果して何處に求めたりしかは詳でない。然しこれを事實に徴するに、右の第一回の支拂は漸く翌年七月に至つて果され、第二回(九月)第三回(十二月)の如き、疲弊せる幕府財政の到底負擔し得るところに非ず、第二回分は更に翌年六月迄延期を乞ひ、事實上辛うじて慶應元年十一月二十二日を以て支拂へるも、同十二月決濟すべき第三回の支拂は遂に全く絶望であつた。¹⁴⁾ 慶應元年十一月二十五日、老中松平伯耆守の英公使と應接するや公使より償金不拂を詰られ且つ『素々各國之望み者、償金請取度儀に者無之、兵庫を開き候を希ひ候』云々と迫られた。¹⁵⁾ これに對して兵庫開港の致し難き事情を述べ、寧ろ償金を支拂はんと欲するも、しかもその困難なるを陳じて『實以當今之處金子差支當惑致し候、如何致し候而宜候哉、格別懇親の廉を以て其許之考へ承り度』といひ、『當今之處何分差支相渡し難く、金子無之には困り申候』¹⁶⁾ 云々と嘆じてゐる始末であつた。しかして第三回分は十二月晦日限り渡すべく盡力すべきも、財政極めて困難の際なれば確かには請合ひ難しと述べたが、十二月十二日に至り重ねて交渉あり、¹⁷⁾ 十二月二十八日に遂に翌年三月晦日迄支拂を延期せしむるに成功した。かくて同四月にこれを實行

14) 『淀稻葉家文書』(第一冊、四七頁以下)渡邊徹氏。下關償金の支拂に就て
(『史苑』、四卷、一號)

15), 16) 『淀稻葉家文書』(第一冊、六六頁以下)

17) 『同上書』八〇頁、八二頁

せしものであるが、その後、慶應三年のはじめ亦復督促をうけしも、遂に支拂のことに及ばず、この年幕府自らが壊滅し去つた。^(註七)

(註七)前述の如く殘餘の半額即ち百五十萬弗の支拂は新政府の手に委ねられしも、新政府亦百事草創國費多端のためこれが決濟は遙におくれて明治八年のことであつた。なほ米國下院は明治五年に至つて爾後の支拂の不要なることを議決し、同九年上院は既得の償金を返還すべきを議決し、遂に明治十六年に至り利子を含まず七十八萬五千弗八十七仙を我が國に返還した。¹⁸⁾これ、米國の輿論が、その不條理に弱國より奪取せるものにして、受領すべきものに非らざるを確信せるために外ならない。

以上の如くにして、償金の支拂問題は、財政的に衰滅に瀕せる幕府を、その斷末魔迄苦惱せしめたる有力なる一原因であつたのである。しかも、かくの如きも亦、徳川幕府の未だ嘗て經驗せざりし、幕末特有の新經費であつた。

六、將軍の上洛とその費用

上述せる如き對外的の諸方面と相並んで、内的事變として窮乏せし幕末財政にとり容易ならざる新經費たりしものに、將軍の上洛及び長州征伐に要せしそれがある。先づ前者について述べよう。

抑々、將軍上洛のことたるや、寛永度以來廢絶二百年の久しきに及ぶ。しかも、往時の上洛が太平を文飾し幕威を天下に宣揚せんとするを主旨とせしに反して、この時のそれはこれを結果よ

18) 渡邊徹氏「下ノ關償金の支拂に就て」(「史苑」四卷一號)

19) 「下關償金米國上下兩院議事録」(「明治文化全集」卷六、一七九頁以下)

り見る時は、幕府に不能（破約攘夷の實行）を強ひてその自ら倒るゝを待たんとせし、長州藩の術策中に陥りたるものであり、幕府が上洛を躊躇したるもこの懸念の故もあつた。しかも亦財政逼迫の折柄その經費の莫大なるべきを懸念せしは察するに難くない。

文久二年五月八日、幕府當局者のこれに關して評議をなすや、當時京都の形勢、公武間の空氣險惡なれば上洛可然との論ありしも、しかも『…然る處、二百餘年御中絶の事故、取調らへも不容易、右に付莫大の御入費見留も附兼候故、御上洛之儀は難被遊歟とも申候』云々といふ如き有様であつたのである。然し乍ら大義名分論よりすれば、かの松平春嶽が『…御入費之義も莫大とは存候得共、其事を先に立て御上洛難被遊と有之候而は、本末相違相成候歟と被存候、將軍家の御上洛は諸侯の參覲も御同様に候處、御物入に而御上洛難被成と有之候而は、諸侯之物入に而參覲難致と申も同然にて、其分に御捨置被成候儀難相成御次第に可有之候』云々と説きたるを正論とせざるを得なかつた。しかも、上洛のことたるや紛々として異議を生じ容易に決しなかつたが、その理由とするところ莫大なるべき經費の點を顧慮するもの多かりしは、同じく春嶽の次の如き意見書を見れば明らかであらう。即ち、彼は上洛の事に大なる希望と意義を認め、區々たる入費の取調に躊躇するの愚を嗤つて次の如くいふ。

『…公武眞之御一和に至候は、御慮之御安著は不_レ及_レ申、天下始而尊王之御誠實に感服し、再び關東之威令を仰望するに至り可_レ申は、偏にこの御上洛之一舉に有_レ之、治亂興亡之大機會に而、縱令如何程之御失墜有_レ之にも致せ、天下之動亂には御

1) 2) 『再夢紀事』，乾，五九頁
3) 『再夢紀事』，坤，一六四頁

替へ難^レ被^レ成候得は、利害上にて申候ても御上洛之御入費は、信義と太平とも御買取に相成候御用途と御決定有^レ之、一萬兩に而も百萬兩に而も御有金の多寡に應じ如何様に被^レ成候而成共、御上洛はなくて適はざる事に而候、此義を被^レ止、海軍を被^レ興候も、此儘の御政體に而は外國は扱置、内亂足下に生じ海軍は何之御用にも相立申間布候（中略）、御行装之御入費之御取調よりも、天下太平之御取調こそ肝心之義と被^レ存候、御上洛之義は、あれば治り無れば亂るべき堺候へば、無くて叶はざる義喋々呶々を待ざる事に而候』云々

由是觀之、財政逼迫の折柄上洛に要すべき巨額なる費用を如何に問題とし、これを躊躇しつゝ、ありしかゞ察せられよう。^(註一)

^(註一)このことは上洛反對論者の論旨にも明瞭である。即ち、松平阿波守はこれにつき『方今外夷猖獗之兆を顯し、海防多虞之時會に當り、遽に久絶之盛典を被爲舉候は、第一度支之經費莫太に而御軍國之御豫備に關係可仕哉與奉存候、其外大小名之罷弊、宿驛人馬之勞擾も如何計可有哉、且外患熾之折に而御軍艦其外器械之御製造、御臺場之御建置、大小砲之御鑄造、御旗本御家人之御營救等緊要御惠務と奉存候、然は假令如何様被思召込候共、御上洛之御事當時御行ひは難相成、若又強而御取行被遊候は、前條申上候御軍國之御豫備、是か爲に廢闕し、貔貅八萬之士御手當行屆兼可申候間、萬一豐隙遽に開く時は、一敗塗地之御形勢に御座候』云々とのべ、なほ林大學頭の建白中にも『此度御上洛之儀、無此上御盛典と奉存候得共、百餘年來之御廢典、如何様に御簡易御省略被遊候とも、御入費は申上候迄も無之莫大之儀、殊に近來外國御交際其外御臺様御下向等非常之御國用も御座候處、此上又々莫大之御用途御座候は、御領所御代官等之聚斂も相嵩み、小民共の困弊に相成、一旦事ある節は山林に嘯集いたし、一揆等之患も難斗、縱令此儀無之とも海防御備向御軍艦御製造等之御儲も御手薄に可相成哉と、乍恐歎息之至奉存候』とあり、何れも國用多端の折柄、上洛のために莫大なる經費を支出するの不得策なるを力説してゐるのである。

然らば、事實、このために費されし經費は果して何程であつたか。「外交餘勢」⁶⁾によれば次の如し。

『文久三癸、年初度上洛の入費、

再度上洛入費、

4) 東西評林⁷⁾、三、三四二頁、開國起原⁷⁾、下(海舟全集⁷⁾、卷二、三七三頁)
5) 官武通紀⁷⁾、卷一一、(第一冊、二七三頁)
6) 海舟全集⁷⁾、卷九、二七一頁以下

一大判百六十三枚

一金六十三萬五千七百五十七兩餘

一銀四千二百九十貫九百九十九匁

外

諸家拜借 一金十一萬二千二十八兩

進献米 十五萬俵

宗對馬被下米 三萬石

一大判四百十枚

一金四十四萬四千三百三十九兩

一銀二千五百十八貫七百四十匁

合して、
他の小分略之^(註二)

合して

一大判五百七十三枚

一金百七萬六千六百九十六兩餘

一銀六千八百九貫七百十九匁餘

(註二)「開國起原」⁷⁾には同様の數字を掲げ、なほ多少詳密に示されてゐる。

著者勝海舟はこの數字に前書して『邦内上下愛國之念慮變遷して、終に不平を生じ、再變して憤争起り同屬相喰む、其窮極不可測、これが爲に國財空費す、其費用に供するものは細民の膏血これを絞り、猶不足家破れ上下困弊す、終に外國の財を仰ぐに到り、後財政其途を失して止む、爰に幕府末路の費用其大なるもの一二の惣數を舉ぐ、是豈無用の辨ならむ哉、希くは後鑑に備へむ爲也』云々と述べてゐる。右の數字の根據如何を詳にしないが、幕末における彼の地位よりして、信をおくに足るべき計數と認めて大過ないであらう。松平春嶽は文久二年閏八月、閣老に與へて幕吏の因循を論ぜる書翰中⁸⁾において『御上洛之儀、今日御勘定奉行に談し有之、御勘定奉行之見据二百萬兩、或は百萬兩杯と申候得は、夫ても是非御事缺け不_二相成様にとの申付は、乍_レ憚御不尤に奉_レ存候』と評し『神祖創業之御時之御上洛は二百萬兩は必か_レり申間敷奉_レ存候』とて『私共之見据に而は老中も槍一本、足櫃之一荷、兩掛一位之存に而無之候而は逆も參申間敷、小生も

7) 「開國起原」下、(海舟全集、卷二、四九五頁以下)

8) 「續再夢紀事」一、(第一冊、三七頁)

同斷の心得位に而供奉不^レ致候半而は、輕便之意味は通徹不^レ仕儀と奉^レ存候』と行装簡易論を述べ、『左すれば、大に積り十萬兩位之御見据に無^レ之候而は、逆も一統之疲弊を生じ、御上洛無^レ之方遙にまさり可^レ申奉^レ存候』云々と斷じてゐる。^(註三)

(註三)幕府當局においても、時節柄もとより簡易を主旨とせんとした。例之、文久二年閏八月十一日、板倉閣老の許において愈々明年二月朔日を期して上洛決行の議成れる時、一には國幣を減じ、二には質素易簡を天下に示し、三には旗本の諸士をして太平の迷夢を醒覺せしめんがため、専ら太平の文飾を省くべきことを決議し、又その諭達中において『來春御上洛被仰出候處、方今物價騰貴庶民困弊之折柄、御供立等格別御省略、銘々失費も有之、宿驛之疲弊破厭候質素簡易之御趣意に候間、御供之面々も虚飾を省き實備相立候様相心得、別紙人數割を見合召連候様可致候』云々といへるが如き、それである。

然し乍ら、これを事實に徴するに、例之、元和・寛永の故例なりとして、上洛に際して洛中町人に對して銀五千貫(金にして六萬三千兩)を、⁽¹¹⁾又「御上洛相濟候」とて江戸町人へ金六萬三千兩を各下賜してゐる。今兩者を合するのみにして、既に金十二萬六千兩となる。これ、上洛必須論者たる春嶽すら、大に積り十萬兩位にあらずんば、一統の疲弊を生じて上洛無き方、遙にまさらんと説けるに對して、上洛費の如何に重大なる負擔たりしかを推察すべきものではあるまいか。遮莫、如上下賜金の如きも、漸く隔離せんとする人心を收攬すべく必要視せられ、幕府として真に無き袖を振りての出費と見るべきものであらう。

以上によつて、將軍上洛の舉が廢絶二百餘年、幕府財政にとつて殆んど全く新經費なりしにも拘らず、頗る莫大なるものゝ一たりしかゞ判るであらう。かくの如しとせば、當時の財用繁きに際して、その入費の故に上洛を躊躇するもの多かりしも、敢て怪しむに足らないであらう。

9), 10) 「同上書」, 二八頁

11) 「東西紀聞」, 四(第一冊, 五六〇頁), 「尊攘堂雜記」, 三, 一三一頁

12) 「甲子雜錄」, 一, (第一冊, 一九八頁), 「東西紀聞」(第二冊, 「御城書」, 七一六頁)